

平成 30 事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

令和元年 8 月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第3期中期目標期間の初年度に当たる平成30年度は、これまでの取組を踏まえつつ、県立大学の強みや特色を活かしながら、中期計画に掲げられた様々な項目の達成や課題の解決に向けた取組を開始する年となった。

大学院教育やキャリア教育の充実に取り組まれたほか、学長と学生による「滋賀県立大学SDGs宣言」を行うなど、SDGs（持続可能な開発目標）の推進にも積極的に取り組まれた。また、中期目標・中期計画において大きな柱とされた「ブランド力の向上」に向けても、様々な手段により積極的な広報活動がなされたところである。

大学経営の改善に向けては、データに基づく大学運営を行うため、教育研究や大学運営に関する情報を一元的に収集・蓄積・分析し、改善施策の立案・実行・検証を行うIR（インスティテューショナル・リサーチ）の導入に向け、役員・教職員による検討を進め、必要なシステムの導入が行われた。

さらに、県とも協議を重ね、大学の施設の長寿命化に向けた取組について補助

されることになったことは、将来的な学生の安全の確保にもつながるものであり、評価できる。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画 83 項目全てにおいて、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「計画どおり進んでいる」と判断される。

第3期中期目標期間に入り、大学を取り巻く環境はますます厳しさを増している。県立大学においては教職員が一丸となり中期目標の達成に向けて取り組まれることを期待する。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上		○			
II 大学経営の改善		○			

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
 - A：「計画どおり進んでいる」（全てIVまたはIII）
 - B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
 - C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
 - D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○SDG s の推進に向けた取組

- ・国連で採択されたSDG sは、県立大学におけるこれまでの取組と深くつながるものであることから、第3期中期目標においても触れられ、SDG s推進の拠点大学となることを目指して、SDG sの普及や活動を促進する取組が行われた。取組の実施に当たっては、学長と学生を交えた意見交換会を行い、「滋賀県立大学SDG s宣言」を行ったほか、SDG sについて先進的な活動を行う大学に学生を派遣し、取材や意見交換が行われた。平成31年3月には、SDG s学生大会を開催し、県外を含む17大学、10高校、1中学校、1小学校をはじめ359名の参加があり、積極的な意見交換と交流が行われた。

○ブランド力の向上に向けた取組

- ・第3期中期目標においては、その大きな柱の一つとして、ブランド力の向上が掲げられ、広報戦略に基づき入試広報をはじめとした大学PR広報が展開された。全学的な広報推進体制を強化するため、教職員を対象にした研修が実施されたほか、広報素材の掘り起こし、積極的なパブリシティ活動が行われたことにより、新聞掲載件数は433件となり、対前年比37.9%増と、大幅に増加した。また、教職員や学生等が大学の理念を共有し、より効果的、戦略的に広報活動を行うため、大学のアイデンティティを確立しそれを学内外に表明するUI（ユニバーシティ・アイデンティティ）活動の推進に向け、取組方針が策定された。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○地域教育プログラムの充実等に向けた取組

- ・平成29年度に文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）

が終了し、今年度末には同省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）が終了する。これらの事業の採択を受け、地域を志向した教育プログラムの改革や地域との連携強化に取り組まれてきたところである。事業終了後も、地元志向教育や雇用創出、若者定着に向けた連携体制を継続できるよう、十分な検討がなされることを期待する。

○外部資金の獲得

- ・大型の受託研究、共同研究の減少により、外部資金収益が減少してきている。依然、外部資金比率は類似の公立大学の平均を上回っている状況ではあるが、自主的、自立的な法人運営のためにも、引き続き、積極的な外部資金の獲得が求められる。研究戦略の企画立案、研究資金の獲得支援、知的財産権の管理・活用等を行うURA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）オフィスとして、「研究推進室」が平成31年4月に設置されたところであり、今後の取組を期待する。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の58項目全てが「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A 計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	5	53	—	—	58
	割合%	8.6	91.4	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	5	53	—	—	58
	割合%	8.6	91.4	—	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (11) 大学院人間看護学研究科への助産師養成課程の承認を受けたことのみならず、県内で唯一、高度実践看護師教育課程の認定を受けたこと、養護教諭専修免許に係る教職課程の認定申請に至ったことは、大学院課程の充実に資するものであり、評価できる。

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (26) 学生の地元企業に対する理解を深めるため、既存の取組に加え、学内の開放的な場で県立大学のOB・OGを含む地元企業の若手社員と意見交換できる「ジョブ交座」を開催したことは、学生の地元企業に対する理解の促進のみならず、学生のキャリア選択の幅を広げることにもつながるものであり、評価できる。

○地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置

- (40) 彦根商工会議所会頭との意見交換会を受けて寄附講座を開設することになったことは、地域社会との連携の強化、地域の課題解決への貢献に資するものであり、県立大学にとっても新たな取組につながることから評価できる。
- (43) SDGs推進の拠点大学となることを目指す取組の一つとしてSDGs学生大会を開催し、県外を含む多くの学校から参加があり、活発な意見交換や交流が行われたことは、SDGsの普及や活動を促進するものであり、評価できる。

○広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- (55) 全学的な広報推進体制の強化、広報マインドの向上などにより、広報連絡員等が連携した広報素材の掘り起こしなど積極的なパブリシティ活動が行われ、新聞掲載件数が前年度比で100件以上(37.9%)増加したことは、県立大学の取組を学外に広く伝えるものであり、評価できる。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目25項目全てが「IV 年度計画を上回って実施している」、「III 年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「A 計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	—	25	—	—	25
	割合%	—	100.0	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	1	24	—	—	25
	割合%	4.0	96.0	—	—	100.0

▽評価できる項目

○施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(72) 平成 28 年度の長期保全計画の策定を踏まえ協議を積み重ねてきたことにより、県立大学の施設の長寿命化に向けた取組について補助されることになったことは、将来的な学生の安全の確保にもつながるものであり、評価できる。引き続き、着実に取り組まれることを期待する。